管内の事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取り組みを進めるため

訪問支援 を利用してみませんか？

労働基準監督署の職員が、お悩みに沿った解決策をご提案します。

※ 労働基準監督署の職員が事業場を訪問して、事業場が抱える問題や疑問に、法律的な観点から助言や解決策の提案を行います。
※ 事業場の訪問が難しい場合は、監督署においでいただいても構いません。

残業時間を減らしたいけど、どうしたらいい？

会社の労働時間制度を見直したい。どのような制度があるの？

３６協定の書き方を知りたい。３６協定の様式はどれを使えばいいの？

この機会に就業規則を見直したい…



年次有給休暇の年５日の取得は、何に注意するといい？

割増賃金の計算方法がわからない…

テレワークや副業を導入したい。何に注意するの？

このようにお悩みではないですか？

訪問支援をご利用される方は、裏面の申込書にご記入のうえ、郵送又はメールでお申込みください。折り返しご連絡します。
また、電話での受付も行っておりますので、お気軽にお電話ください。



厚生労働省・北海道労働局・留萌労働基準監督署

訪問支援　申込書

〒077-0048　　留萌市大町２丁目12番地　留萌地方合同庁舎１階
留萌労働基準監督署　ＴＥＬ：0164-42-0463　　メール：rumoirouki@mhlw.go.jp

下記内容をご記入のうえ、留萌労働基準監督署へ郵送又はメールにより申込み願います。

申込後、署の担当職員より、訪問する日程を調整させていただきます。また、電話受付も行っておりますが、その場合は、直接、監督署までご連絡ください。

この申込書は、北海道労働局のホームページ内の「留萌労働基準監督署のお知らせ」に掲載されています。希望される場合は、「留萌労働基準監督署のお知らせ」で検索してください。

<table>
<tr><td rowspan="4">事業場名</td><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="3">〒　　-
（TEL:　　-　　-　　）</td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td></td><td>担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>資本金
（任意）</td><td></td><td>労働者数</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="2">訪問希望日
※□に✓を入れてください</td><td colspan="3">□　希望なし
□　希望あり（次のとおり）
（　　）
※日程調整後に確定になります</td></tr>
</table>

（ご注意）郵送等の申し込みだけでは確定になりません。担当者との調整後に確定となります。

【ご相談内容】
※相談を希望する項目に○をつけて下さい。（複数選択可）

1　改正労働基準法に関する内容
2　時間外・休日労働に関する労使協定（３６協定）の締結に関すること
3　各種変形労働時間制の採用や労働時間制度全般に関すること
4　長時間労働削減に関する好事例
5　最低賃金や割増賃金等の計算に関すること
6　年次有給休暇の年５日以上の取得について
7　就業規則の見直し、テレワーク、兼業・副業の導入について
8　その他（　　）